

【指定申請書等の様式及び添付書類一覧（A4版）】

令和7年10月1日

[illegible]

区 分		重 居 度 同 行 動 介 護 援 護	療 養 介 護	生 活 介 護	短 期 入 所	重 度 障 害 支 援 等	共 同 生 活 援 助	※ 障 害 者 入 所 支 援 設	自 立 訓 練 自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	就 労 選 択 支 援	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 支 援 B 型	就 労 定 着 支 援	自 立 生 活 援 助	相 談 支 援	参 考 様 式
25	資格証等（写）（原本証明のあるもの） ※資格が必要な職種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
26	体制加算 ※別紙3～29のうち該当するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	体制加算 別紙3～29
27	事業計画書及び事業内容が確認できる書類（パンフレット等でも可）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎ 最下欄のその他参照	○	○	○	
28	不動産登記簿謄本又は賃借契約書等（土地・建物の所有権等が分かる書類）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
29	消防法による防火対象物使用開始届（建物を新たに使用する場合） ※検査済印のある写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	建築基準法による検査・確認済証（新築、用途変更の場合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31	平均障害支援区分算定シート			○				○								別紙様式あり
32	一般就労移行実績									○						別紙様式あり
その他		就労継続支援事業に関する事業計画書（生産活動）	次の内容を事業計画書に詳細に記載すること（任意様式）。 ・生産活動の具体的な内容（作業内容、必要作業量、作業人員、作業量単価、期間、成果等の積算根拠を含む） ・当該生産活動に係る事業の収入見込み額（就労支援事業収益）※報酬は含まれない ・生産活動に係る事業に必要な経費（就労支援事業活動経費） ・利用者に支払う資金の積算根拠													
		短期入所	併設の場合：本体施設の平面図													
			医療型短期入所の場合：医療型短期入所に関する届出													
		共同生活援助	地域移行支援型ホームの場合：精神病床数削減計画書、地域移行推進協議会設置に関する書類（任意様式）													
			日中活動系サービス事業所との同一敷地内に設置する場合：障害福祉サービスの日中活動事業所と共同生活援助事業所を同一敷地内に開設する際の出書													
			外部サービス利用型の場合：受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地を記載した書類													
			日中サービス支援型の場合：協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要													
		共生型サービス	介護保険事業者が申請する場合：指定に係る指令書の写し、最新の定員が把握できる書類（付表等）													
			障害者の支援を行う上で、必要な技術支援を受ける指定生活介護事業所その他の関係施設に関する書類（任意様式）													
			区分2、8、9、13、14、15の書類は省略することができる。（※サービス管理責任者配置等加算を算定する場合は、区分9の書類は必須）													
		相談支援	他の事業所又は施設の従事者と兼務する地域移行支援・地域定着支援に従事する者がいる場合：付表13別紙													
		就労選択支援	他の就労系サービスを実施している場合は、該当サービスの支援状況や経営状況（生産活動収支、経営改善計画書提出状況、スコア表や平均賃金・工賃月額等）に関する書類													
			協議会や市町村等からの評価等に関する書類													
		事業を廃止・休止・辞退する場合	現在の利用者等へ講じる措置の一覧表（近隣の事業者等の紹介、他事業者等へ輪旋等）：任意様式													

注1 申請時に雇用予定とされている人物については、事業開始後10日以内に関係書類（雇用契約書及び運転免許証等（非雇用者が申請時と変更があった場合のみ））を提出すること。
※ 当該添付書類を求めることとなった経緯としては、「指定申請時に雇用予定のない人物を申請書に記載し、基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正な手段により事業所の指定を受けた事業が確認されたため、今後同様の事業が発生することのないようにする」ために添付をお願いしているところである。
つきましては、写真付きの証明書類を対象者が持っていない場合等裏にやむを得ない事情がある場合を除き、運転免許証、パスポート（住所の記載のあるページ含む）、マイナンバーカード（カバーのままコピーすれば、個人番号が見えないようにできるかと思いますが。）等写真付きの証明書類を添付してください。